

史跡 武蔵国分寺跡（僧寺北東地域）

保存整備事業報告書



2008年9月

国分寺市教育委員会



入口広場



インフォメーションパネル



遺構解説板



区画溝断面観察（遺構復元展示）施設



区画溝表示



万葉植物散策路

序

武蔵国分寺跡は、大正 11 年に国の指定を受けた史跡であり、東京都指定史跡東山道武蔵路などとともに国分寺市の主要な遺跡であり、また古代武蔵国の歴史を知る上でも重要な遺跡です。

市では、昭和 55 年度に「史跡武蔵国分寺跡整備計画策定委員会」を設置し、昭和 63 年度に「保存管理計画」、平成元年度に「整備基本構想」、平成 2 年度に「整備基本計画」を策定しました。これらに基づき、郷土の歴史を語り継ぐよりどころであるとともに、豊かな自然を残す場として市民に広く親しまれてきた武蔵国分寺跡を史跡公園として整備・活用するための事業を推進しています。

平成 4 年度より、尼寺地区において事前遺構確認調査と整備工事を行い、平成 15 年 4 月には国分寺市立歴史公園 武蔵国分尼寺跡として開園しました。また、平成 14 年度に「整備基本計画」を現況に合わせて修正した「新整備基本計画」を策定し、平成 15 年度より僧寺地区の保存整備事業に着手しています。

僧寺北東地域は、僧寺伽藍地区画内の北東部にあたる区域で、緑豊かな国分寺崖線の上に位置し、崖下には環境庁名水百選に選ばれた真姿の池湧水群を有しています。当地において大型開発が計画された折に、市民による水と緑と文化財の保全を求める運動がおこり、関係者の努力が実って、平成 14 年度に史跡に追加指定されることとなりました。そして、湧水涵養・自然環境保全のため緊急に環境整備を行う必要があることから、平成 18 年度と 19 年度の 2 箇年で僧寺地区では最初の保存整備工事が実施されました。本書はその内容を報告したものととなります。

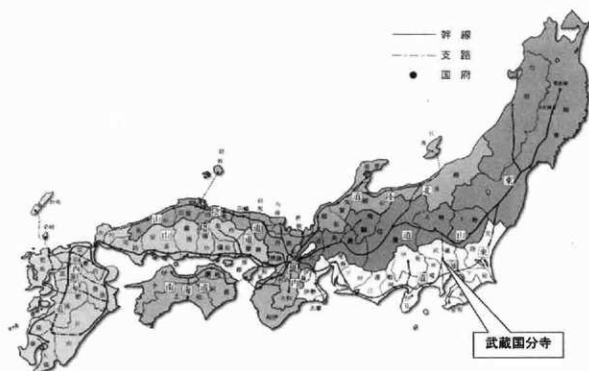
整備事業の実施にあたりましては、文化庁・東京都教育委員会をはじめとする諸機関、整備計画策定委員の先生方にご指導、ご助言をいただきました。また地元住民をはじめ関係各位のご理解・ご協力をいただきました。ここに厚く御礼申し上げます。

平成 20 年 9 月

国分寺市教育委員会

例言

1. 本書は、史跡武蔵国分寺跡（僧寺北東地域）の保存整備事業報告書である。
2. 整備区域は、国分寺市立歴史公園条例（平成20年4月1日施行）により公の施設と位置づけ、教育委員会が管理している。施設（公園）の名称は、「国分寺市立歴史公園 史跡武蔵国分寺跡（僧寺北東地域）」とした。
3. 史跡武蔵国分寺跡（僧寺北東地域）は、国分寺市西元町一丁目2448番地他に所在する。
4. 史跡武蔵国分寺跡（僧寺北東地域）保存整備事業は文化庁の国宝重要文化財等保存整備費補助金、及び東京都文化財保存事業費補助金を受けて、平成18年度と19年度の2箇年で実施した。
5. 発掘調査については、僧寺北東地域において整備対象となった伽藍地北辺区画津（SD23）が検出された3調査地の概要を掲載した。
6. 本書の編集・作成は、実施設計・施工監理業務を担った（株）緑景に委託して実施した。



目 次

第1章 武蔵国分寺（僧寺北東地域）の概要	1
1 位置	1
2 周辺環境	2
2.1 寺院地北方遺構群	2
2.2 国分寺産線	2
2.3 真姿の池湧水群	2
3 歴史	2
4 史跡指定から公有化まで	5
4.1 武蔵国分寺跡の史跡指定	5
4.2 僧寺北東地域の追加指定	5
5 整備に伴う事前遺構確認調査の概要	6
5.1 調査にいたる経過	6
5.2 調査地区の位置・立地	6
5.3 層序	7
5.4 調査経過	8
第2章 整備事業の概要	17
1 事業の経過	17
1.1 整備計画の決定	17
1.2 整備工事内容の確定まで	17
2 整備事業の目的	20
3 整備ゾーニング図	21
4 事業の組織	22
5 事業経費	23
6 整備工事工程	23
第3章 整備事業計画	26
7 整備計画	26
7.1 全体整備計画	26
7.2 遺構保存計画	27
7.3 遺構整備計画	27
7.4 その他整備計画	28
8 施設計画	32
9 復元計画	33
9.1 区画清断面観察施設	33
9.2 区画溝表示	33

第4章 保存整備事業の施工	34
10 区画溝断面観察施設工	34
10.1 一般事項	34
10.2 躯体工事	34
10.3 断面表示工	34
10.4 柵・門扉工	34
10.5 床面	34
11 区画溝表示工	37
11.1 一般事項	37
11.2 SD-23表示工	37
11.3 植栽工	37
第5章 その他整備	38
12 園路舗装工	38
12.1 入口広場舗装	38
12.2 散策園路舗装	38
13 サイン施設工	39
13.1 インフォメーションパネル	39
13.2 総合解説板	42
13.3 遺構解説板	44
13.4 区画溝名称板	46
13.5 誘導板	48
13.6 総合注意板	49
13.7 注意板	50
13.8 利用注意看板	51
14 ベンチ工	52
14.1 ベンチ	52
15 植栽工	53
15.1 産綜最上部植栽	53
15.2 広場内植栽	53
15.3 万葉植物植栽	55
15.4 広場表層処理	56
16 給水設備工	56
17 排水設備工	56
17.1 雨水浸透施設	56
17.2 雨水排水施設	59
18 電気設備工	60
19 撤去工	62

第6章 今後の管理における留意点.....	63
1 区画横断面観察施設.....	63
2 インフォメーションパネル.....	63
3 広場内の草刈り.....	63



第1章 武蔵国分寺（僧寺北東地域）の概要

1 位置

武蔵国分寺跡は東京都国分寺市西元町一帯に所在する。古代官道である東山道武蔵路を挟んで東に僧寺跡、西に尼寺跡が存在している。国分寺市は、東京都のほぼ中央にあたり関東平野の南西部に位置する武蔵台地上にある。武蔵野台地は古多摩川が形成した河岸段丘であり、台地の大半をしめる高位の武蔵野段丘と、その縁辺にあつてより低位の立川段丘とにわかれる。武蔵野段丘の南縁は立川段丘との比高差最大20mの段丘崖となっており国分寺崖線と呼ばれている。崖線下沿いは湧水が豊富で緑も多く、自然環境が良好な形で保全されている。

僧尼寺は立川段丘上の崖線よりに主要伽藍を置き、寺院地は武蔵野段丘の縁辺を取り込み、およそ東西900m、南北550mの範囲におさまる。また南方約2kmの立川段丘上南端部には武蔵国府跡が位置している。

国分寺の選地にあたっては、聖武天皇による創建の詔の中に、国華にふさわしい好処を選ぶことが命じられており、国府（現府中市内）に近いことや、交通の便のよいところ、あるいは南面する土地であることなどの条件をあげることができるが、武蔵国分寺の場合はさらに国分寺崖線の湧水の利用を付け加えることができる。

僧寺北東地域は、僧寺伽藍区画内の北東部にあたり、国分寺崖線を含み武蔵野段丘上に位置する区域であり、伽藍地（寺院地）北辺区画溝が区域内に存在している。



図 1-1 僧寺北東地域位置図

2 周辺環境

2.1 寺院地北方遺構群

現市立第4小学校やマンション建設に伴う発掘調査の結果から、崖線上の寺院地の北側からは8世紀後半～9世紀初頭の竪穴住居跡が検出され、寺院に関連する集落が存在していたと考えられる。また10世紀後半～11世紀初頭の竪穴住居跡が北辺溝の内側から多数検出されており、この時期には集落分布が寺院地の内側に大きく進出して区画溝は埋没し、区画の意義も失われて、国分寺が衰退に向かっていったことが判る。

2.2 国分寺崖線

多摩川が今から7万年～3万年前にかけて武蔵野台地を浸食することにより作られた、立川市から大田区まで続く全長約30kmに及ぶ河岸段丘の連なりの通称。崖線を境に北側の平坦地を武蔵野段丘、南側の平坦地を立川段丘という。国分寺崖線沿いには、斜面樹林、湧水、川などの貴重な自然、それらを背景とした人々の暮らしを物語る歴史的景観が多く残されている。

国分寺市では、まちづくり条例（平成16年制定）において「国分寺崖線区域」を指定し、その保全及び再生を図るため、区域内における開発事業に関して一定の基準を設けている。

2.3 真姿の池湧水群

国分寺崖線に存在する代表的な湧水群の一つであり、周辺の雑木林の景観がよく保存されていることから、平成10年3月に東京都指定名勝に指定（僧寺北東地域と周囲の公衆用道路は、平成16年3月に追加指定）されている。

また、湧水と野川とを繋ぐ清水川（元町用水）沿いの「お鷹の道」とあわせて、「お鷹の道・真姿の池湧水群」として、環境庁選定の名水百選に選ばれている。

3 歴史

武蔵国分寺は、奈良時代中期の天平期に疫病流行や凶作など、国家を揺るがす危機がつついたため、鎮護国家を祈念し、天平13年（741）2月に聖武天皇の発した「国分寺造営の詔」を受け全国60余国に建立された官立の寺院の1つである。これらの寺院にはそれぞれ僧寺と尼寺が置かれた。

国分寺の造営がどのように進められたのか具体的な様子は明らかでないが、武蔵国分寺の創建年代は古瓦等の考古資料によって天平宝字年間と考えられており、この頃に寺観が整ったものと推定される。

国分寺の変遷は、昭和49年以降継続されている発掘調査により、ほぼ三期に分かれることが推定されている。第1期は国分寺が創建された8世紀中～末頃であり、塔を中心とした伽藍が計画された後、承和2年（835）に七重塔が落雷で焼失し、10年後の承和12年（845）に男倉郡の前大領壬生吉志福正に再建が許可されたことが『続日本後記』に記されている。第2期は塔が再建された9世紀代の時期であり、僧寺・尼寺の大改修が行われた時期である。

これ以降、国分寺の様子がどのようにであったか明らかでない。しかし、発掘調査の成果から、10世紀前半代には寺城区画溝の埋没とともに寺城内に竪穴住居が進出しはじめるなど、徐々に国分寺が衰退していったことが明らかにされている。これが第3期にあたる、いわゆる衰退期である。

元弘3年（1333）、分倍河原の合戦において国分寺が焼失したことが現国分寺所蔵の『縁起』に

記されており、この時に創建以来の建物は灰塵に帰したようである。さらに同縁起によれば建武 2 年（1335）に新田義貞の寄進により薬師堂が建立されたことが知られ、以後散見する文献資料によって官立寺院から一地方寺院へ変化した中世（室町時代）の国分寺の様子を知ることができる。

その後、再び寺は継承されていたが、江戸時代になると幕府から与えられた寺領によって復興の足がかりができた。享保・宝暦時代にいたって仏堂・薬師堂・仁王門が建立されたことで再び寺観が整い、現国分寺の基礎が築かれた。現在の国分寺は真言宗豊山派に属している。

時代	西暦(年号)	おもなできごと			
飛鳥	645(大化元)	大化改新。東国に国司を派遣。 この頃、武蔵国の国府が現在の府中市におかれる。 この頃、東山道設置される。			
	710(和銅3) 716(靈龜2) 737(天平9) 740(天平12) 741(天平13) 743(天平15) 744(天平16) 747(天平19) 752(天平勝宝4) 756(天平勝宝9) 758(天平宝字2)	平城京(奈良)に遷都。 武蔵国に高麗都をおく。 疫病(天然痘)が大流行し、藤原四兄弟没する。 国ごとに釈迦仏像一体、袂侍菩薩二体を造り、大般若経一部を写させる。 国ごとに法華経10部を写し、七重塔を建てさせる。 国分寺建立の詔を發布。 麻舎那大仏造立を発願。 国ごとに正税四万束を割き、毎年出挙して国分寺造営の費用に充てる。 国分寺造営について国司の怠惰を責め、郡司を専任として重用し、三年以内の完了を命じる。 東大寺大仏開眼供養。 聖武天皇崩御。一周忌齋会のため、使を諸国に遣わし、国分寺の丈六仏像の造仏、さらに造仏殿、遺塔を促す。 武蔵国に新羅都をおく。 この頃、武蔵国分寺完成する。			
奈良	761(天平宝字5) 766(天平神護2) 771(宝龜2) 784(延暦3)	諸国国分尼寺に阿弥陀丈六像一体・脇侍菩薩二体を造らせる。 諸国に朽損、傾斜した国分寺の塔・金堂の修理を命じる。 武蔵国、東山道より東海道に転風。 長岡京に遷都。			
	平安	794(延暦13) 835(承和2) 845(承和12) 878(元慶2) 939(天慶2) 1023(治安3)	平安京に遷都。 武蔵国分寺七重塔、落雷で焼失。 武蔵国前男倉大領外従八位上壬生吉志福正、焼失した国分寺の塔再建を許される。 関東に大震災おこり、とくに相模・武蔵の被害甚大。 諸国国分二寺の堂塔・仏像などに大破、汚損するもの多く、官符を下し修理させる。 武蔵国分寺を修造する。		
		鎌倉	1192(建久3) 1194(建久5) 1333(元弘3)	源 頼朝、鎌倉に幕府を開く。 源 頼朝、近国の一宮・国分寺の修造を命じる。 鎌倉幕府滅亡。分倍原原の合戦で武蔵国分寺焼失(医王山縁起)。	
			南北朝	1334(建武元) 1335(建武2)	新田義貞、武蔵国分寺に黄金三百両・伽藍二百目などを寄進する。 新田義貞の寄進により、武蔵国分寺薬師堂再興される。
				室町	1573(天正元)
		安土桃山			
江戸	1600(慶長5) 1751~1763(宝暦年間) 1820~1844(文化・文政・天保年間)	関ヶ原の戦い。 現在の国分寺薬師堂と仁王門がこの頃に建立される。 「調布日記」、「武蔵野話」、「新編武蔵風土記稿」、「江戸名所図会」などに、礎石が存在し古瓦・文字瓦などが採集できる場所として国分寺伽藍旧跡が記録される。			
	明治	1903(明治36)	重田定一及び柴田常恵による実地踏査。		
	大正	1922(大正12)	10月12日「史蹟名勝天然記念物保存法」により国の史蹟指定を受ける。		

4 史跡指定から公有化まで

4.1 武蔵国分寺跡の史跡指定

武蔵国分寺跡は、江戸時代末頃より、江戸近郊の名所・旧跡探訪の好適地として識者の注目するところとなった。

明治に入り、重田定一が柴田常恵とともに实地踏査を行い、「武蔵国分僧寺の廢址」と題した一文を金堂・講堂・塔跡などの礎石の相互關係一図を付して発表した。これが基となり、大正11年の史蹟名勝天然紀念物法により武蔵国分寺跡の中心城が史蹟指定となった。指定後、東京府により寺跡全般の調査が行われ、「東京府史蹟勝地調査報告書」第一冊『武蔵国分寺址の調査』が大正12年に公刊された。

昭和31年と33年に、武蔵国分寺跡における初めての発掘調査が、日本考古学協会仏教遺跡調査特別委員会（石田茂作委員長）により行われ、僧寺金堂、講堂、中枢部区画施設、南大門などについて調査された。

その後、東京周辺の市街地化が進む中、丘陵上の林が宅地になり、尼寺跡の指定地内において無許可で宅地造成工事が行われるという事態が起こり、これを機に国分寺市教育委員会による緊急発掘調査が昭和39年から開始された。調査は尼寺地区から僧寺地区まで広げられて昭和44年まで継続され、僧寺跡では、塔跡・金堂跡・中門跡・推定鐘樓跡・北方建物跡・区画溝跡などの規模・構造が明らかにされた。

さらにその後、昭和47年、国分寺遺跡地内に市立第4中学校の建設が予定されたのを機に、曲折を経て広域学術調査を実施する常設の遺跡調査会が組織され、昭和49年から昭和61年までの12年間で僧尼寺の寺域の大半が確認された。

その中で、崖線上の現薬師堂の真下を東西に通る位置で寺域の北限を示す溝が確認され、この溝がリオン株式会社の運動場（僧寺北東地域の東側に道路を挟んで隣接）まで続くことが確認されている。その後も続けて北辺溝は確認され、当時企業社員寮などの敷地内であった当該整備対象地（僧寺北東地域）の下には区画溝が通っているということが推定されていた。

4.2 僧寺北東地域の追加指定

平成13年、東京トヨペット・ユースハウスと駐車場、三和銀行社員寮、国際電電公社社宅のあった土地に大型マンションが建設されるという動きが顕在化した。そこで市民団体の一つ「東山道を保存する会」より、「①建設計画を根本から再考するように取り返ること、②武蔵国分僧寺寺域区画溝内に建設を行わないように要請すること、③湧水群と崖線の緑保全のため万全の措置をとること」など、3項目からなる陳情が市議会に提出され、平成13年10月1日に採択された。その他多くの市民からも強い要望があり、これを受け、マンション計画予定地の南側3分の1を占める「北限を区画する素掘溝より南の寺跡」の保全を図るため史跡に追加指定すべく、地権者の民間企業3社の同意獲得へ向け、全力を挙げて交渉した。その結果平成14年5月30日に同意書の提出が得られ、国に申請し、文化審議会の審議を経て平成14年12月19日に追加指定の官報告示がなされた。その後、事業者より史跡区域（寺跡の北限を区画する溝北端）に接した南北幅約3mの公園緑地帯が市教委へ提供され、北限溝の一体的な保全と活用が図れる方向で協議が成立した。

また、僧寺北東地域の東西を囲む公衆用道路（平成15年3月）と、当該地及び北側の提供公園（平成16年3月）は、東京都名勝真姿の池湧水群区域に追加指定された。

5 整備に伴う事前遺構確認調査の概要

5.1 調査にいたる経過

武蔵国分寺跡の僧寺寺院地・伽藍地は、東西約 900m、南北 500mの矩形の中心に金堂心において、寺院地中央北寄りに約 3 町半四方の伽藍地を区画している。寺院地・伽藍地の四至の区画を確定するための確認調査は、国分寺市遺跡調査会が発足した昭和 49 年より進められた。

第 543 次調査は、保存範囲を定めるために、伽藍地北辺区画溝の位置を確認するための調査を実施した。

第 551 次調査は、「都立武蔵国分寺公園」内において行った確認調査である。都立公園用地内約 270mについては全く調査が及んでいなかったため、国分寺市教育委員会による発掘調査を計画し、公園整備を担当する多摩ニュータウン整備本部との協議の上、その了解を得て調査に着手した。

第 613 次調査は、僧寺北東地域の整備に伴い、区画溝の位置確認と旧地形の復元および遺構確認面の深さを明らかにする目的で調査を実施した。

5.2 調査地区の位置・立地

寺院地北辺区画溝は国分寺崖線を東西に走行する。北辺溝は寺院地の区画とともに伽藍地の区画も兼ねている。各調査地は伽藍地区画溝内に位置する。伽藍地区画溝の北東隅コーナー一部は第 613 次調査の東側に位置する。次項の層序で示すように、各調査地の地層はほぼ同標高であり、区画溝は、崖線際の湧水による小谷状の落ち込みを避け、平坦面において掘削されたと考えられる。

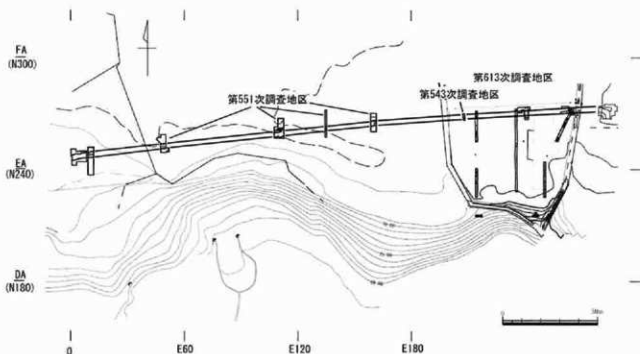


図 1-2 調査地区の立地

5.3 層序

今回報告する調査地区の海拔標高は、図に示すように 77.0m であり、平坦な地形である。堆積土は、第 613 次調査区付近において東南方向に傾斜しており、崖線際の真姿の池湧水群に向けて小谷状に落ち込んでいる。共通した層序を示す。以下に基本層序を記す。

- I 層 碎石盛土。
- II 層 暗茶褐色土。表土および近世以降の耕作土。
- III a 層 暗褐色土。粒子やや粗く粘性やや弱い。歴史時代の遺構確認面。
- III b 層 暗褐色土。上層より明度高い。
- III c 層 茶褐色土。ローム漸移層。
- IV 層 暗褐色ローム。ソフトローム。
- V 層 黄褐色ローム。ハードローム。

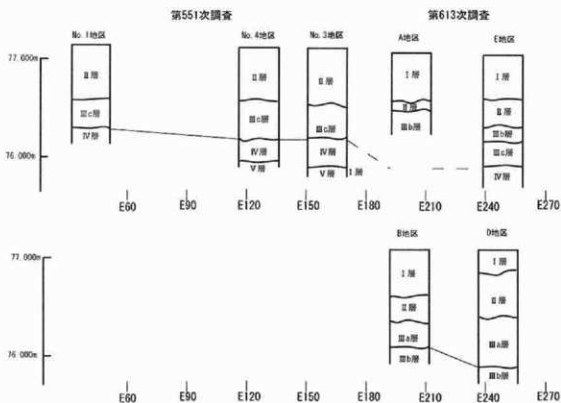


図 1-3 土層断面図 (東西方向)

5.4 調査経過

(1) 第543次調査 僧寺伽藍地（寺院地）区画溝（北辺）確認調査

所在地：国分寺市西元町3-2939

調査面積：2.69 m²

調査期間：平成13年9月12日～9月14日

調査担当者：上敷領 久

検出遺構：

SD23 僧寺伽藍地（寺院地）区画溝（北辺）

調査区は僧寺中軸線から東204mに位置する。遺構覆土の所ち割り調査は行わず、Ⅲb層遺構確認面において平面プランの確認のみ行った。本調査区における溝の中心として推定した部分は、既往の調査で推定される中心よりも、90cmほど北側にずれて確認された。

出土遺物

遺物は1箱分出土した。

確認調査のため、遺構に伴うものは出土していない。

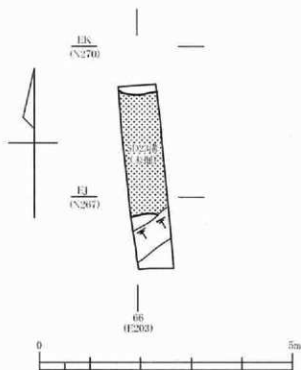


図 1-4 第543次調査区 全体図

(2) 第551次調査 僧寺伽藍地（寺院地）区画溝（北辺）確認調査

所在地：国分寺市西元町1丁目地内

調査面積：117.25 m²

調査期間：平成14年5月27日～8月30日

調査担当者：上敷領 久

検出遺構：

SI739 住居

No. 3 地区で検出された。調査区外に広がり、遺構未掘のため規模は不明である。

SD23 僧寺伽藍地（寺院地）区画溝（北辺）

No. 1～4 地区で検出された。完掘した No. 3・4 地区における SD23 の規模は、上面幅約 2.5m、底面幅約 1.5m、確認面からの深さ 1.2m であり、断面は逆台形状を呈する。

既往調査地で確認された SD23 と今回の検出遺構とを結ぶことによって方向性を観察すると、No. 3 地区を境に東側では、南へ 3° 屈折していることが判明した。No. 3 地区は武蔵国分寺創建段階（I a 期 8 世紀後半代）に区画された古寺院地の中軸線付近にあたることから、寺院地区画溝の設計段階において屈折せざるを得ない必然が存在したと考えられる。

SD375 東西溝

No. 2 地区で検出された。II 層上層から掘り込まれているため、近世以降の所産と考えられる。上面幅 1.1m、底面幅約 0.5m、確認面からの深さ 0.4m であり、断面逆台形を呈する。

SD376 東西溝

No. 2 地区で検出された。SD23 覆土上層を切って構築されている。SD376 自体は II 層に切られているため、近世以前の所産と考えられる。上面幅 1.2m、底面幅約 0.7m、確認面からの深さは約 0.3m で、断面不整形である。

SD377 東西溝

No. 4 地区で検出された。SD23 南側立ち上がり付近に掘り込まれている。上面幅 0.2m、底面幅 0.1m で断面 U 字状を呈する。

SK2675 土坑

No. 2 地区で検出された。調査区外まで遺構が広がり、断ち割りも行っていないため、全体規模は不明である。調査区内で 2.8m 以上の広がりを有する。確認面からボーリング調査を行うと、深さは 0.5～0.3m であった。

SX201 土橋状遺構

No. 1 地区で検出された。SD23 覆土上層を南東方向 135° に傾く硬質面の広がりの確認された。SX203 に掘り込まれているため、硬質面の範囲は不明瞭だが、長軸 12.5m 以上、幅員約 1.0～0.8m、確認面からの深さ約 0.2m で、断面台形状を呈する。

遺構軸の傾きである南西 135° 方向の崖線下には、真姿の池湧水群が存在し、北西方向には 9～11 世紀代の集落が展開する。SX201 は、両地点に至る経路上の土橋であった可能性も考えられる。

SX202 道路状遺構

No. 1・2・4 地区で検出された。SD23 覆土上層が硬化しており、SD23 の埋没後、道路として使用したものと考えられる。そのため SD23 と同範囲である。確認面からの深さは 0.5～0.2m である。

No. 1 地区では SX201 の上面部の硬質面と同レベルで SD23 の幅員と同範囲の硬質面が確認された。SD23 の埋没過程で、SX201 土橋状遺構が形成され、埋没した後は道路として使用されたと考えられる。

SX203 側溝状遺構

No. 1 地区で検出された。SX201・202 を切って構築されている。幅員 0.6～0.2m、確認面からの深さは 0.4～0.3m で、平面馬蹄形状、断面 V 字状を呈する。覆土上層は硬質面であるため、一時的に SX201・202 上に掘削され、埋没後は再び道路面となったと考えられる。

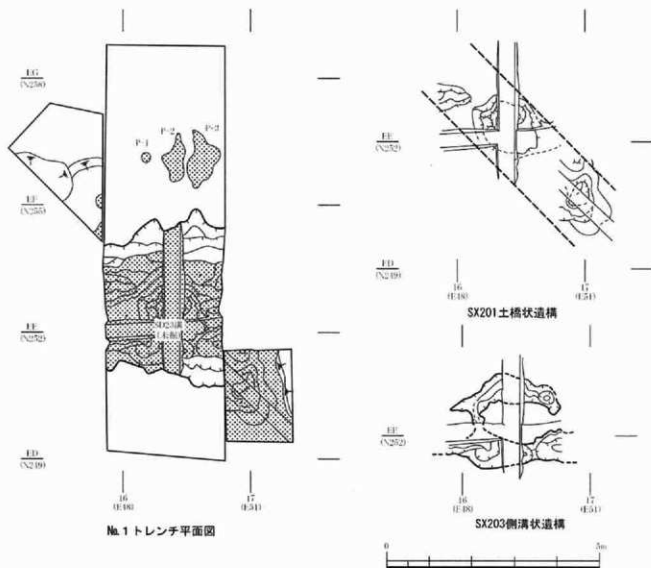


図 1-5 第 551 次調査区 NO.1 地区 全体図及び遺構検出状況図

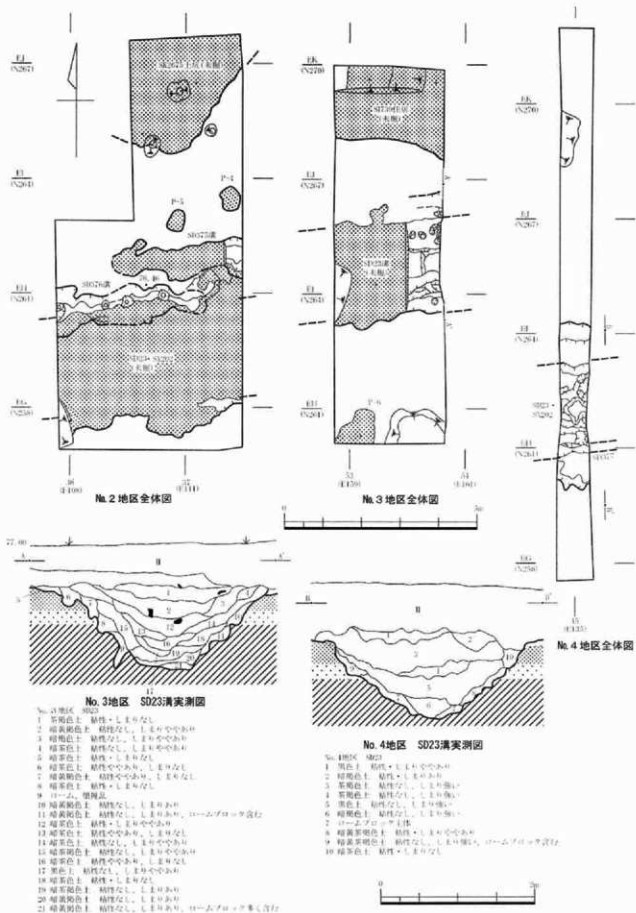


図 1-6 第 551 次調査区 NO. 2~4 地区 全体図及び実測図

出土遺物

遺物は3箱分出土した。遺構に伴うものは、SD23からは土師器坏1点、土師器甕76点、須恵器A坏（還元炎焼成）24点、須恵器B坏（酸化炎焼成）40点、須恵器B高台付坏2点、須恵器甕4点、須恵器壺1点、土師質土器坏13点、鍔瓦1点、宇瓦1点、女瓦12点、男瓦43点、男瓦不明朱墨書1点、縄文土器1点、磨石1点、チャート剥片4点、SD371からは縄文土器1点、SX201からは宇瓦1点、女瓦2点、須恵器甕2点、土師質土器坏1点が出土した。

1-1・2は、須恵器B坏である。1-1は南多摩窯跡群G25窯式、G5窯式に相当すると考えられる。1-3・4は灰釉陶器碗である。1-3は体部内外面がハケ塗りであり黒笹90窯式期、1-4は角高台がやや変形した形態であるため、黒笹14窯式期に相当すると考えられる。1-5・6は宇瓦である。5はへら書き文である。6は内区に竹管文を施している。

表 1-1 第551次調査出土遺物一覧表

土 器 一 覧									
図面番号	種別	出土位置	口径 器高	器形の特徴	成・整形の特徴	胎土 焼成 色調	備考		
1-1	須恵器B 坏	SD23 覆土	(11.3) 4.3 (5.6)	口唇部やや肥厚	ロクロ右回転 底部糸切り 難し 無 調整	精選、雲母、粗砂 良好 茶褐色	1/3残		
PN01	坏	覆土	13.8 4.2 5.3	体部直線的に立ち 上がる	ロクロ右回転 底部糸切り 難し 無 調整	細砂多、白粒少 良好 灰黄褐色	体部1/5欠 口縁部～底部外面煤付着		
1-2	須恵器B 坏	SD23 覆土	(13.4) (3.7)	口唇部やや外反	体部外面下端へう 削り	精選 良好 灰白色	体部内外面ハケヌリ 黒笹90窯式		
PN01	坏	覆土	-	-	-	-	-		
1-3	灰釉陶器 碗	SD23 覆土	(2.7) (6.8) 0.5	高台断面は四角形 がやや崩れた形態	体部外面下端へう 削り 付高台	精選 良好 灰白色	黒釉 黒笹14窯式		
PN02	碗	覆土	-	-	-	-	-		
宇 瓦 一 覧									
図面番号	上弦弧幅 下弦弧幅 筋深 厚さ	外 区					幅	文様深	備考
		上		下					
遺物番号	厚さ	文様	厚さ	文様	厚さ	文様	文様		
1-5	(9.7) (11.3) -	へら書き文	4.7	-	0.7	-	-	0.1	(17.0)
NR01	5.7								
1-6	(4.6) (5.8) -	竹管文	-	-	1.1	-	-	0.3	(10.1)
NR02	(2.7)								

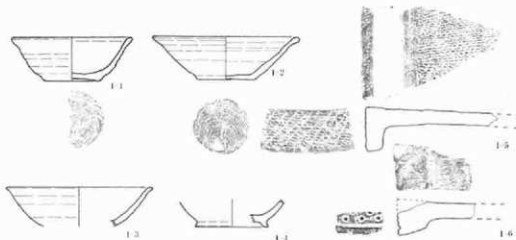


図 1-7 第551次調査出土遺物

(3) 第 613 次調査 僧寺伽藍地（寺院地）区画溝（北辺）確認調査

所在地：西元町1丁目2449-1

調査面積：99.3㎡

調査期間：平成18年8月3日～9月8日

調査担当者：立川 明子

本調査は、遺構保存のための保護層を確保するため、遺構確認面の深度を明らかにすることを目的の一つとした。A地区では現地地表下50cmでⅢb層を検出し、D地区では現地地表下50cmでⅢa層を検出した。

検出遺構：

SD23 僧寺伽藍地（寺院地）区画溝

A・E地区で検出された。A地区は遺構プランのみ確認し、E地区は、建物基礎によって滅失した部分の攪乱を除去した後に残存していたSD23の断面を検出した。断面は、本調査期間内において断面上部を確認し、調査終了後の整備工事に伴う攪乱除去作業の際に断面下部を確認し、全体の断面形を確認した。断面では、新旧の掘り直しが確認できた。規模は上面幅2.6～2.8m、底面幅は旧期が約1.9mで新期が約0.8m、断面形は旧期が箱型状（9～12層）、新期が鋭角の逆台形状（2～8層）を呈する。

A地区は確認面から深さ0.1mで、幅員約1.4mの硬質面が検出されたほか、ボーリング調査によって確認面から深さ約0.7mでも硬質面が確認された。この硬質面は第551次調査におけるSX202道路状遺構と考えられる。E地区では検出されなかった。

SD411 東西溝

B地区で検出された。遺構プランのみの確認のため、断面形は不明である。幅員約0.9m、確認面からの深さはボーリング調査により約0.3mである。

SI792 住居

A地区で検出された。長軸約3m、確認面からの深さはボーリング調査により約0.2mである。

SI793 住居

A地区で検出された。SI792に切られている。長軸2.7m以上、確認面からの深さはボーリング調査により約0.2mである。

SI794 住居

B地区で検出された。長軸約3.2m、確認面からの深さはボーリング調査により約0.2mである。

SK3323 土坑

B地区で検出された。長軸約0.5m以上、確認面からの深さはボーリング調査により約0.15mである。SI794を切っている。

SK3324 土坑

D地区で検出された。長軸約0.9m以上、確認面からの深さはボーリング調査により約0.2mである。

SX293 硬質面

Bトレンチで検出された。確認面であるⅢb層が硬化しており、長軸1.8m以上の広がり確認された。

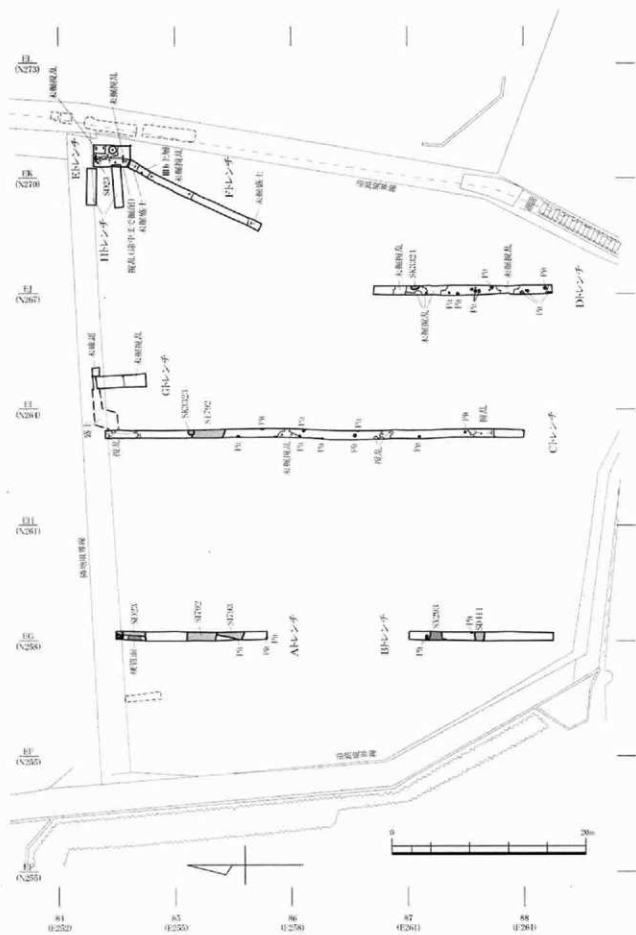


図 1-8 第 613 次調査区 全体図

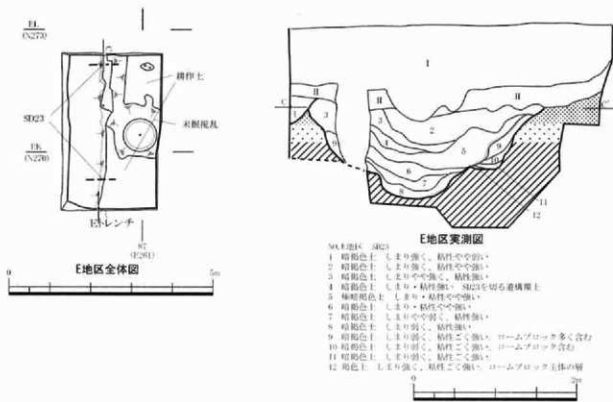


図 1-9 第 613 次調査区 E 地区全体図及び実測図

出土遺物

遺物は 1 箱分出土した。確認調査のため、遺構に伴うものは出土していない。2-1 は灰軸陶器皿である。高台は低く、底部よりわずかに突出しているのみである。体部内外面は漬け掛けで施釉される。これらの特徴から折戸 53 窯式期に相当すると考えられる。2-2 は緑軸陶器である。

表 1-2 第 613 次調査出土遺物一覧表

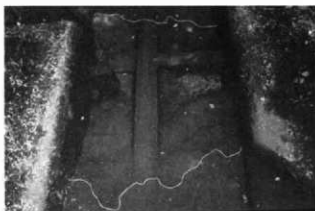
土 器 一 覧							
図面番号	種別	出土位置	口径 器高 底径	器形の特徴	成・整形の特徴	胎土 焼成 色調	備考
2-1	灰軸陶器	SI 792	(12.0) 3.7	口縁部やや張る 削り出し高台状	底部外面・ 体部下平無調整	精選。砂粒少量。 良好 灰白色	1/6棟 体部内外面ツケガケ 折戸53窯式か
PN02	皿	確認面	(6.2)				
2-2	緑軸陶器	表土	-	高台四角形 体部やや丸みを 帯びて立ち上がる	底部へう削り調整	厳選 良好 暗緑色。釉濃緑色	体部1/4棟 底部内外面に三又トチン 煎焼
PP01	埴	—	(2.7) 0.7				



図 1-10 第 613 次調査出土遺物



第 551 次 No. 1 地区 SD23・SX201～203 東から



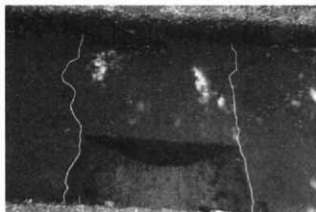
第 551 次 No. 1 地区 SD23・SX201～203 全景 北から



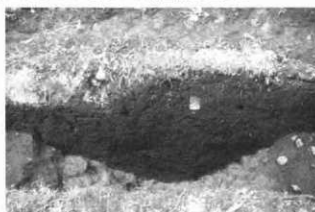
第 551 次 No. 2 地区 SD23・SX202 プラン全景



第 551 次 No. 3 地区 SD23 東壁断面 西から



第 551 次 No. 3 地区完掘部全景 東から



第 551 次 No. 4 地区 SD23 東壁断面 西から



第 613 次 A 地区 SD23 硬質面全景 東から



第 613 次 E 地区 SD23 東壁断面 西から

第2章 整備事業の概要

1 事業の経過

1.1 整備計画の決定

武蔵国分寺跡の整備は、昭和40年より史跡公園化を目的として史跡指定地の公有化事業が開始されたことに始まる。翌年市議会において「史跡公園促進特別委員会」が設置され、文化庁の指導のもと僧寺中枢部において昭和46・47・49年に環境整備第1期工事が行われた。しかし、国分寺遺跡地内における市立第4中学校の建設という問題が起こり、この整備は途中で中断することとなる。

昭和49年から昭和61年にかけて実施された寺跡範囲確認調査の成果をもとに、国分寺市史跡武蔵国分寺跡整備計画策定委員会での審議を経て、「史跡武蔵国分寺跡保存管理計画（平成元年3月）」が策定され、続けて整備基本構想（平成2年3月）、整備基本計画（平成3年3月）が策定された。

その後、平成4年度に尼寺地区の公有地がほぼ完了したことから、尼寺地区の整備事業に着手し、平成15年4月に市立歴史公園武蔵国分尼寺跡として開園した。

僧寺地区については、状況の変化が大きいことから、整備基本計画の見直しが行われ、「史跡武蔵国分寺跡（僧寺地区）新整備基本計画」が平成15年3月に策定され、平成15年度より事前遺構確認調査に着手している。

新整備基本計画では僧寺地区を「中枢地区」「塔地区」「南大門地区」「北方地区」の4つに区分しており、地区ごとに事前遺構調査→測量・基本設計→実施設計→整備工事を実施する計画となっている。当該地を含む「北方地区」は、20年計画の終末期において、調査の結果を踏まえて建築遺構等の復元・表示整備工事を行うことと位置付けてある。僧寺北東地域については、その追加指定が新整備基本計画の策定途中であったため、地図中に指定区域の表示を行うにとどまっていた。

しかし、その後マンション販売にあたり、当該地の整備後の姿を重要事項として説明したいとの申し入れを事業者から受け、市として整備計画についてあらためて検討した結果、平成15年12月、早期の整備実施を策定委員会へ提案し、承認を得た後、市の計画と位置付けた。

計画の中で、区域内の遺構整備については、北限溝の表示整備のみにとどめ、南限あるいは東限周辺など他地区における整備事業の進行により、必要に応じ所要の調査を加え、あらためて遺構整備計画を検討するものとした。施行年次は、湧水涵養並びに景観保全を早急に図る必要があるため、平成18・19年度の2ヵ年計画とした。

また真姿の池湧水群については、保存管理計画が平成18年2月に策定された。その中で僧寺北東地域は、「崖線上平坦地ゾーン」と「湧水涵養樹林ゾーン」に含まれており、それぞれ計画に基づいた整備を行うこととした。

1.2 整備工事内容の確定まで

平成18年度に入り、実施設計に着手し、区画溝の位置や敷地全体の遺構確認面の深さなどのデータを得るための発掘調査（8月3日～9月3日）を実施した。

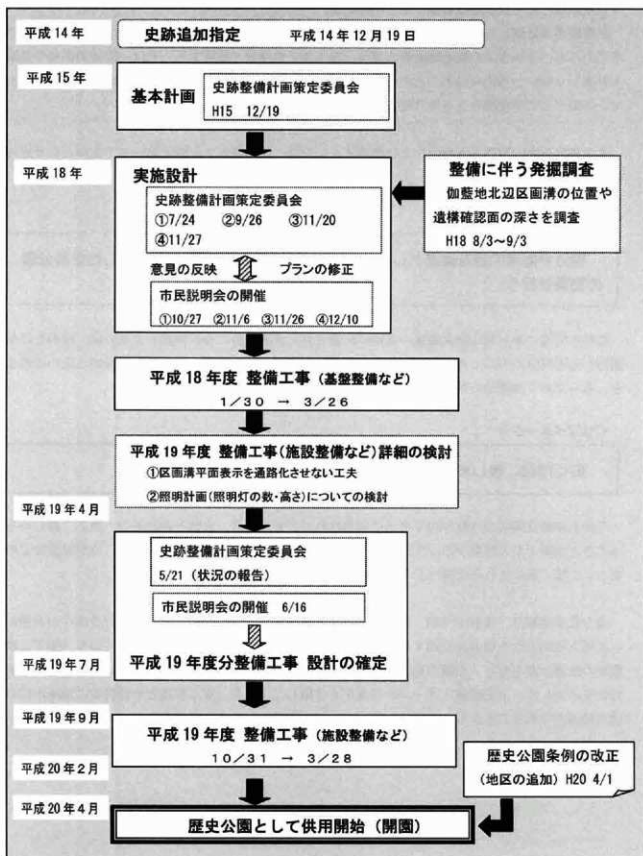
調査の中で敷地北東部について、旧建物付属施設の基礎が地中に残存しており、溝遺構が破壊されていることが判明したため、その場所を利用して区画溝の断面を観察できるように施設を設置することとした。

それらを踏まえ設計した整備工事内容について10月27日と11月6日に市民説明会を開催したところ、隣接住民より主にプライバシー保護の観点から多数の反対意見が出た。その後、市で設計内容を再検討し、11月20日の史跡整備計画策定委員会において審議し、第3回市民説明会を11月26日に開催した。同説明会でも未だ反対意見が多かったため検討を重ね、第4回市民説明会(2月10日開催)において、ようやく平成19年度工事内容について引き続き検討するとの条件付きで、平成18年度整備工事(基盤整備)着工について理解を得た。平成19年度整備工事(施設整備)内容のうち、検討課題となったのは、「区画溝平面表示を通路化させない工夫」と「照明計画(照明灯の数・高さ)」であった。

区画溝平面表示については、スケートボードなどに適さない土系の舗装材を選定し、両脇に低木(マメツゲ)を植える、両脇道路に隣接する場所に名称板を設置するなど工夫することとした。

照明計画については、都安全安心まちづくり条例の指針による照度を確保する対象を「公園全体」ではなく、「園路など歩行に供する部分(南側散策園路と東側入口広場)」とした。照明灯の設置数を5基から3基へ、高さを5mから4mへと変更して、照度(最低照度1ルクス、平均照度3ルクス)を確保できるよう配置することとした。

■ 史跡指定から開園にいたるまで



2 整備事業の目的

当整備は平成 14 年度にマンション建設計画に対する緊急保存対応で追加指定された地域を、僧寺北東地域として緊急暫定整備するものである。

新整備基本計画においては当該地を含む僧寺北方地区の本格的な整備工事は平成 34 年度着手予定であるが、それまでの間旧建設物のガラ・残土などを現状で放置することは、崖線の保全や景観上好ましくないと考えられることから、旧地形の復元や伽藍地（寺院地）区画溝の表示を行った上で、広場としての整備を 2 ヶ年計画で行うものである。

武蔵国分寺跡の整備基本理念および整備イメージは、新整備基本計画において下記のとおり定められている。

<メインイメージ>

国分寺崖線の緑を借景とし、壮大な武蔵国分寺の伽藍をイメージした史跡公園の整備を行う。

往時の官道である東山道武蔵路の東西に配置された武蔵国分二寺の伽藍と背景の緑、湧水とは創建時から不可分のものであった。今日まで武蔵国分寺とともに経過してきた崖線緑地と豊かな湧水を、あらためて伽藍地の背景として認識した整備を行う。

<サブイメージ>

広く市民に親しまれるふるさと公園として整備する。

今後も史跡武蔵国分寺跡が広く市民に利用されていくために、自然とふれあい、歴史と親しめるふるさと公園として整備する。生涯学習の場とすることはもとより、散策や休憩、自然観察などの場として広く親しまれる公園づくりをめざす。

僧寺北東地域は、JR 国分寺駅・西国分寺駅からの来訪者に対して、史跡武蔵国分寺跡への北側からの導入空間となる場所に立地する。また、整備対象地の南側は崖線緑地となっており、崖下には真姿の池湧水群を有し、お鷹の道へとつながっている。僧寺北東地域の整備においても、その立地特性を活かして、上記整備イメージの具現化を目指した。また、東京都指定名勝真姿の池湧水群の指定範囲内であることから、名勝としてふさわしい整備となるよう心がけた。

3 整備ゾーニング図



図 2-1 僧寺北東地域 整備ゾーニング図

4 事業の組織

史跡武蔵国分寺跡（僧寺北東地域）保存整備事業は国分寺市の直営事業とし、教育委員会教育部ふるさと文化財課が工事主管課および担当課として実施した。事業は文化庁文化財部記念物課および東京都教育庁生涯学習スポーツ部計画課の指導と助言のもとに実施した。

表 2-1 史跡武蔵国分寺跡整備計画策定委員会名簿（平成18年度・19年度）

氏名	委員区分	専門	就任期間	役職
坂 睦 秀一	文化財保護審議会委員長	考古学	平成14年7月8日～現在	委員長
	立正大学名誉教授			
藤 間 恭 助	元文化財保護審議会委員長	郷土史	平成14年7月8日～平成18年7月7日	副委員長
関 口 雄 基 臣	文化財保護審議会副委員長	郷土史	平成18年7月8日～現在	副委員長
本 多 一 千	史跡地主会会長		平成15年5月23日～平成18年1月30日	委員
金 子 政 次	史跡地主会会長		平成18年1月31日～平成19年7月7日	委員
水 谷 修	史跡地主会会長		平成19年7月8日～現在	委員
星 野 亮 雅	国分寺住職		平成14年7月8日～現在	委員
藤 井 恵 介	東京大学大学院工学系研究科助教授	建築史学	平成14年7月8日～現在	委員
佐 藤 信	東京大学大学院人文社会系研究科教授	古代史学	平成14年7月8日～現在	委員
鈴 木 誠	東京農業大学地域環境科学部教授	造園学	平成14年7月8日～現在	委員
筒 井 隆 志	公募市民		平成14年7月8日～平成18年7月7日	委員
田 中 良 人	公募市民		平成14年7月8日～平成18年7月7日	委員
野 澤 康	工学院大学工学部教授	都市計画	平成14年11月6日～平成18年7月7日	臨時委員
			平成18年7月8日～現在	委員

指導・助言 文化庁文化財部記念物課調査官 白 崎 恵 介
東京都教育庁生涯学習部計画課 伊 藤 敏 行
課長補佐兼事業調整担当係長(学芸員)

■史跡武蔵国分寺跡（僧寺北東地域）整備工事関係者名簿

設計監理 株式会社 緑景 東京事務所 取締役・所長 中 茂 政
技師 野 田 佳 慶

工事請負 平成18年度 有限会社 栄組 代表取締役 堀 江 利 夫
工事担当 平 岡 朝 充

平成19年度 有限会社 栄組 代表取締役 堀 江 利 夫
工事担当 上 野 智 之

5 事業経費

表 2-2 史跡武蔵国分寺跡（僧寺北東地域）整備事業費内訳

(単位 円)

		平成18年	平成19年	平成20年度
歳入	国庫補助金	¥ 8,419,000	¥ 14,680,000	¥ 451,000
	都補助金	¥ 4,209,000	¥ 7,340,000	¥ 225,000
	市一般財源	¥ 4,853,350	¥ 7,350,500	¥ 227,000
	合計	¥ 17,481,350	¥ 29,370,500	¥ 903,000
歳出	委員会報酬	¥ 180,500	¥ 180,500	¥ -
	実施設計委託料	¥ 2,415,000	¥ -	¥ -
	工事監理委託料	¥ 1,050,000	¥ 1,575,000	¥ -
	整備報告書作成委託料	¥ -	¥ -	¥ 903,000
	整備工事請負費	¥ 13,835,850	¥ 27,615,000	¥ -
	合計	¥ 17,481,350	¥ 29,370,500	¥ 903,000

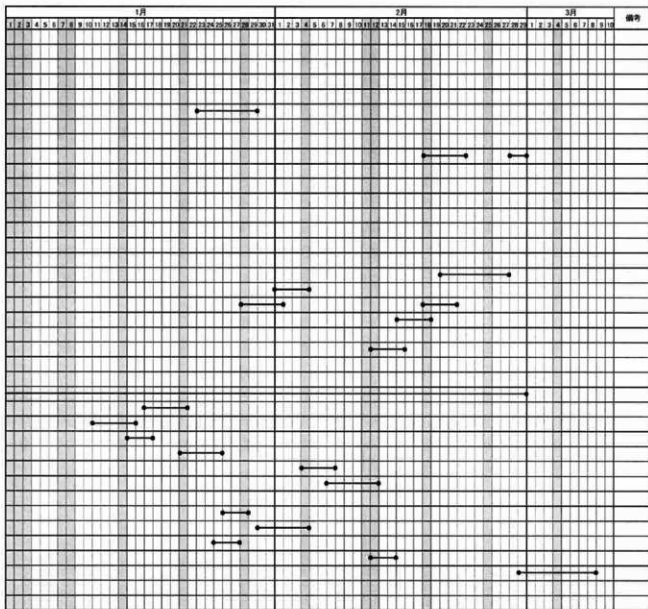
※整備に伴う調査については、平成18年度の事前遺構確認調査委託料（12,915,650円）の中から実施した。

※国及び都補助金については、僧寺北東地域整備に該当する金額を按分して求めた。

6 整備工事工程

表 2-3 整備工程表〔平成18年度 第一期整備工事〕

工種	日(曜日)	2/9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	3/1
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
準備工			●																			
撤去工 高木伐倒					●				●													
フェンス・コンクリート根柢						●						●										
マンション基礎								●							●							
造成工 切土処分											●									●		
盛土													●									●
排水工 0号入孔・雨水割																					●	
排水・浸透管																						●
リ側溝・皿型側溝																						
植栽工 植栽・チップ																						
片付け																						



第3章 整備事業計画

1 整備計画

1.1 全体整備計画

新整備基本計画においては当該地を含む僧寺北方地区の本格的な整備工事は平成34年度着手予定であるが、それまでの間、整備対象地に建設されていた旧施設の基礎及び建設時のガラ・残土などを現状で放置することは、崖線の保全や景観上好ましくないと考えられた。このため、旧地形の復元や寺院地区画溝の北辺部分の表示を行った上で、広場としての整備を2ヵ年計画で行うものとし、基本計画、現地調査を踏まえて実施設計を作成した。

北東地域は国分寺崖線と住宅地との間に位置するオープンスペースであり、地域住民の日常的な休息や散策の拠点となりうる空間である。また、敷地北辺では伽藍地（寺院地）区画溝が検出され平成14年には国指定史跡武蔵国分寺跡として指定された場所である。

設計に当たっては、史跡の保全・復元や旧地形の復元を図るとともに歴史的な景観を保全することで、史跡を理解するための空間を創出し、新たな歴史を刻むことができる史跡公園づくりを行うこととした。

また、北東地域は僧寺地区のネットワークへの導入空間であるとともに、僧寺地区の整備の起点である。特に伽藍地（寺院地）区画溝は今後他地区においても整備される予定であるため、北東地域での整備が今後の指針となるよう配慮し、設計を進めた。

なお、旧地形の復旧に当たっては、旧地形に関わる資料が残されていないため、周辺の現況地形を基に旧地形を推定した。また、史跡指定範囲北辺に隣接する芝生のエリア（提供公園）や対象地に接する道路は史跡指定地外であるが、東京都名勝真姿の池湧水群指定地であり、双方の一体的な利用に配慮し調整を図りながら設計を行った。



図 3-1 武蔵国分寺（僧寺北東地域） 整備イメージ図

1.2 遺構保存計画

遺構調査の結果より、遺構面は現地表より50～100cm程度下にあることが確認され、一部に攪乱による滅失箇所が見られることがわかった。

このため、遺構の保存については、現存する部分を破壊することのないよう、遺構上部に保護層30cmを確保することを基本とした。保護層の確保が困難な場合は、遺構を避けて施設の配置を計画し、遺構発見時は施工を中断し監督員指示に従うこととした。

浸透トレンチの整備に当たっては、保護層30cmを確保しての施工が難しいため、マンション基礎が敷設されていた部分を活用して設置することで遺構の保護を図った。また、断面観察施設は旧施設により遺構が壊れている部分を活用して設置することにより、遺構への影響が生じない計画とした。

なお、敷地内に残されている旧建物の基礎は、原則として全面撤去を行うものとしたが、撤去作業により遺構を壊してしまう恐れがある場合は現状維持とした。

遺構の滅失箇所以外に設置する施設については、遺構までの保護層をできるだけ厚く確保するため、砕石基礎の設置は行わないこととした。施工の際は、路床がしっかりと転圧されるよう留意した。

1.3 遺構整備計画

遺構の整備については、関東地方の国分寺の特徴である表掘りの区画溝の整備を積極的に行うこととした。遺構整備の手法や仕様等については、遺構調査結果をもとに検討を行った。(第1章5参照)

また、整備に当たり、「区画溝平面表示だけでは何を示しているのかわかりにくく、断面展示を行い理解しやすくした方が良い」という「国分寺市史跡武蔵国分寺跡整備計画策定委員会」からの指摘を受け、区画溝断面観察施設と区画溝平面表示の整備を実施した。

なお、対象地南側崖線下に、道路工事を行った際に発見された横穴式の墓があるが、今回の設計においては整備対象としないこととした。ただし、遺構の破壊を避け、安全性に留意する必要がある。

1.4 その他整備計画

(1) 園路・広場

メインエントランスは東側とし、主となる東側入口広場は総合解説を行う場とした。

入口広場は、隣接する道路(真姿の池設計にて整備)と一体的な空間として利用できるよう、舗装材は道路と同一素材を用いることとした。

また、南側崖線沿いに散策園路を配置し、自然の素材を活かしたチップ舗装を用いることで、崖線の緑との調和や自然に近いやさしい質感の感じられる園路として整備した。

(2) 植栽

西側道路沿いの既存のサワラは国分寺崖線本来の樹林構成種と異なること、崖線全体の景観を遮っていることから伐採することとした。

また、崖線最上部の高木木の補植や林縁の整備を行い、崖線の樹林の保全に努めた。広場内は既存木(サトザクラ2本)の保存を図るとともに添景となる高木植栽を行い、緑陰創出と景観の向上を図った。散策園路沿いは、万葉集に因んだ植物と歌の展示により、遺跡の時代背景をより理解しやすくするとともに遺跡への親しみ安さの向上を図るため、万葉植物の植栽を導入した。

なお、植栽にあたっては、遺構への影響が生じないよう配置した。

(3) 給水設備

給水設備は、湧水期の広場への散水を考慮し、広場北側に散水栓を1基設置した。

(4) 排水設備

対象地南側崖線直下に「真姿の池湧水群」があり、本対象地はこれらの雨水涵養地となっている。本設計では、必要な浸透対策量を確保するため、排水設備として浸透トレンチの整備が必要とされた。しかし、排水管及び浸透トレンチは遺構埋設深さよりも深い位置に設置することになるため、遺構の保存を考慮すると浸透トレンチの敷設が難しい状況であった。このため、すでに遺構が壊れている旧建物の基礎部分を利用して浸透トレンチを敷設することとした。敷設にあたっては残されている基礎を必要な深さまで撤去した。

また、当該整備工事対象地内の北東隅には旧建物にて使用されていた0号人孔が存在し、下水道に接続されている。今年度の整備に伴う事前遺構確認調査で、寺院地北辺区画溝遺構は既設人孔以西においてコンクリート基礎などにより滅失していることが判明したため既設人孔の西側に人孔を一基新設し、その新設人孔に敷地内側溝や浸透管からの雨水を集め、既設人孔を経由して下水道へ接続する排水計画とした。しかし、新設人孔設置に伴う掘削工事中に区画溝遺構が検出されたため、遺構を損壊しないよう配慮して施工を行った。

施工にあたっては、排水管設置穴の掘削は溝遺構よりも下の地山(関東ローム)部分で行うこととし、更に、少しでも溝底面から距離を取った位置となるよう穴の位置を若干南へずらすなどしたうえで、遺構部分が崩落しないよう留意しながら市教育委員会職員が掘削を行った。



図 3-2 平成 18 年 8 月 8 日 事前遺構確認調査 既設人孔付近 南西より



図 3-3 平成 19 年 2 月 19 日 整備工事に伴い既設人孔西側で北辺溝遺構が検出



図 3-4 平成 19 年 2 月 20 日 溝道構下部地山部分における排水管取り付け穴位置確認



図 3-5 平成 19 年 2 月 20 日 溝道構下部地山部分における排水管設置穴の掘削状況

(5) 電気設備

電気設備としては、園路・広場の照明施設を検討した。照明施設の配置に当たっては、園路・広場のみ最低1ルクスの照度を確保できる計画とした。なお、照度計算に当たっては、道路に設置されている照明灯も見込んだものとした。

2 施設計画

本整備では、サインと休憩施設の整備を行った。

サインは、断面観察・区画溝の案内・解説板1基と、総合解説板1基を設けたほか、総合解説板の機能を補完する目的として、インフォメーションパネル1基を設置した。インフォメーションパネルは僧寺地区周辺の縮小地図を表示し、武蔵国分寺跡のスケール感や位置関係を分かりやすく体感できるものとした。

休憩施設としては、散策園路途中に万葉植物の観察や休憩できるスポットとしてベンチを設けた。トイレ・あずまやについては、隣接する都立武蔵国分寺公園内に整備されていることから、当公園では設けないこととした。

遺構に関わる主要なサインとベンチのデザインは自然石を基材とし、過去の武蔵国分寺における調査で出土した瓦の模様をレリーフとして用いたデザインで統一し、重厚で落ち着いた印象と独自性の演出を図った。



図 3-6 出土瓦の写真

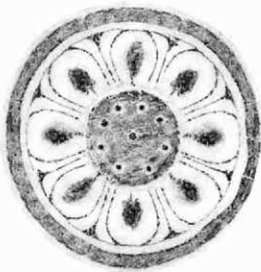


図 3-7 レリーフの図案（上記瓦の拓本を基に作成）

3 復元計画

3.1 区画溝断面観察施設

区画溝断面観察施設については、攪乱による遺構滅失箇所を利用して箱型に地面を掘り込み、溝断面の複製を東西両面に展示し、実際に溝の規模、形状を地上から観察できる施設を設けることとした。展示断面については、第551次調査No.3地区及びNo.4地区（第1章5参照）で採取された剥き取り標本（土層断面転写）があるため、これを複製して利用することとした。

3.2 区画溝表示

確認された区画溝は敷地北側を東西に走る区画溝（SD23）であった。

区画溝の表示手法については、観察施設により溝の断面・形状は示すことができるので、溝全体を幅2.7mの土系舗装による平面表示として幅と直線性を表現することとした。

区画溝の平面表示の位置は、第543次調査、第613次調査のA地区及びE地区（第1章5参照）で検出された溝の心々を直線で結んだラインに表示した。

表 3-1 区画溝位置座標

場 所	国 家 座 標	
	X	Y
A（西端）	-34157.092	-32287.375
B（東端）	-34145.324	-32221.185

表示方法の決定に当たっては、尼寺地区の保存整備では堀状にして底面に玉砂利を敷いた表示方法を用いているが、玉砂利を取り出して投石などのいたずらに使われてしまうことや、溝遺構の表示として適切かどうかの課題があげられており、本整備では土系舗装による平坦な舗装を選択した。

なお、隣接する道路においても、舗装の色を変えることにより区画溝表示を行っている。

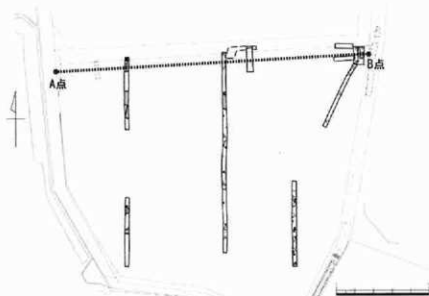


図 3-8 武蔵国分寺跡北辺溝心々座標位置図

第4章 保存整備事業の施工

1 区画溝断面観察施設工

1.1 一般事項

区画溝東端部の旧建物の基礎により遺構が滅失していることが確認された場所を掘削し、区画溝断面を展示するためのコンクリート壁に囲まれた半地下状の展示スペースを設置した。壁上部には転落防止柵を設置し、地上から観察できる施設とした。ただし、管理用に内部に下りるためのハシゴと防止柵の扉を設置した。

1.2 躯体工事

区画溝断面の展示スペースとなる躯体規模は、遺構の規模と地上からの観察角度を考慮して $W=2700$ 、 $L=3000$ 、 $H=1900$ の大きさとした。

また、躯体は枠構造を採用することで側壁厚さを 30cm 以下とした。これにより、上記展示スペースを確保した上で、周囲の遺構への影響が生じない範囲で観察施設を設置することができた。躯体内の雨水は、底板部に排水溝を設け、底板下部に設けた碎石層を通して隣接の人孔へ接続し、排水した。

1.3 断面表示工

本整備で展示する区画溝断面は、第 551 次調査で採取された区画溝土層剥ぎ取り標本を基に制作することとした。

剥ぎ取り標本断面幅は 2700mm 程度であり、来訪者が遺構を理解しやすいよう、実際の遺構が検出した位置に合わせて東西の 2 面に展示した。

展示施設の制作方法は、当初は GRC (Glassfiber Reinforced Cement=セメントモルタルを耐アルカリ硝子繊維で補強した複合材料) で検討していたが、展示内容が土層を復元した微細な内容であることと、屋外展示施設であることから、耐候性に優れ、メンテナンスが容易であり、再現性の質が高い FRP (Fiber Reinforced Plastics=ガラス繊維で強化されたプラスチック) を採用することとした。

ただし、FRP は樹脂製素材特有の照りがあることから、土面の質感を表現するために十分な彩色を行う必要があった。

1.4 柵・門扉工

展示施設の転落防止柵 ($H=1100$) は、こども等が足を掛けて乗り越えにくい縦格子のデザインを採用し、侵入禁止を呼びかける注意看板を設置した。管理用門扉は、管理用であることから、最小規模の $W=900$ とし、南面西側端部に設置した。

また、フェンス及び門扉の色彩は、目立ちにくく周辺に融和しやすいダークブラウンとした。

1.5 床面

躯体床面には、万一の事故に備えて、転落時の衝撃をやわらげる安全マット (合成ゴム製/臨界高さ 3m 対応) を設置した。安全マットの設置に当たっては、躯体床面にポリウレタン系接着剤で直接固定した。

なお、安全マットの色彩は、土面質感を再現した観察施設内壁との調和を考慮し、ブラウン系を採用した。

■施設全景



■区画溝断面展示状況



■転落防止柵設置状況



図 4-1 区画溝観察施設完成状況

2 区画溝表示工

2.1 一般事項

対象地北側に位置する区画溝遺構（遺構番号 SD23）について、幅 2.7m の土系舗装による平面表示を行い、区画溝の幅と直線性を表現した。

2.2 SD-23 表示工

区画溝遺構の表示（SD23 表示工）に当たっては、遺構調査結果を詳細に精査した結果に基づき遺構表示位置を定めた。その結果、遺構の東側の区域で、表示範囲が北側敷地境界外の芝生広場（提供公園）に及ぶことが確認された。しかし、遺構表示の正確性を重視し、関係機関の承諾を得て、一部は北側芝生広場敷地内への表示整備を行った。

表示方法は、土系舗装による平面表示を採用したが、土系舗装は経年変化や養生期間・方法等によるクラックの発生や劣化の問題が多く、尼寺地区においても打ち替えを行った部分が多かったと報告されている。これは、多くの舗装材が施工時に材料の配合を行うため、一定の品質確保が難しく施工性の安定性を欠いていることがトラブルの一員であると考えられた。このため、本整備では現場での分量調整が不要であり施工性が安定していると考えられる舗装材を使用した。

2.3 植栽工

区画溝の明示と立入りの抑止の目的から、区画溝表示の両側に沿って低木の植栽を行った。

樹種は、常緑で一年を通じて目的とする植栽機能が発揮され、また区画溝の直線性を表現しやすいマメツグを使用した。

なお、区画溝表示の北側については対象敷地外となるが、区画溝表示の保護・明示を目的とした植栽であることから、本整備の中で実施することとした。



図 4-3 SD23 整備状況（東側端部）



図 4-4 SD23 整備状況（西側端部）

第5章 その他整備

1 園路舗装工

1.1 入口広場舗装

入口広場の舗装は、広場に接する道路と舗装材の統一をはかり、視覚的な一体性を高めることとした。

広場内は基本的に歩行者のみとし、車輛の乗入れ、通行を考慮しないが、道路においては車輛対応が必要となる。このため、舗装材の検討に当たっては、車輛通行に対応できる素材であり、素材感や色合いが史跡公園の景観にふさわしく、また施工性、経済性に優れた材料として、着色透水性コンクリート舗装を選定した。

なお、広場舗装の構造は、歩行者対応断面（表層厚80mm、路盤厚100mm）とした。また、カラー着色については、施工時に隣接道路の色調との整合を図った。



図 5-1 入口広場舗装整備状況

1.2 散策園路舗装

散策園路の舗装材は自然素材のリサイクルによるウッドチップ舗装を採用した。

ただし、園路としての舗装耐久性の向上や車椅子利用等を想定したバリアフリー化への対応を考慮し、ウッドチップを脱色アスファルトと混合してチップの質感を活かしながら強度を高めた〔木質加熱アスファルト〕を使用した。

舗装構造は歩行者対応とし、表層厚30mm、路盤厚100mmとした。



図 5-2 散策園路舗装整備状況

2 サイン施工

本整備で設置したサインは以下のとおりである。

表 5-1 サイン施設一覧

種 類	仕 様	大 き さ	基 材
インフォメーションパネル	陶板	2440×1845	安山岩〔グレー〕
総合解説板	ステンレス板	800×600	花崗岩〔グレー〕
遺構解説板	アルミ板	2000×800	アルミ材
区画溝名称板（東側）	石面文字彫り	500×150	錆御影石
区画溝名称板（西側）	石面文字彫り	2000×250	錆御影石
誘導板	ステンレス板	200×770	花崗岩〔グレー〕
総合注意板	樹脂成形ブロック	310×900	樹脂成形ブロック
注意板	ボンデ銅板	800×800(両面)	スチール材
利用注意看板	アルミ複合板	200×200	—

サインの印刷方法については、表現性・耐久性などが求められる遺構関係の解説板はグレードが高い印刷方法（表現力・耐久力のよさ、特に高いいたずら防止性能など）とし、それ以外の一般的な注意看板は標準的な印刷方法とした。ただし、陶板（インフォメーションパネル）の印刷については陶板専用の印刷手法を適用した。

遺構に関わる主要なサイン施設は、石材を基材とし瓦の模様をレリーフとしたデザインで統一した。

なお、設計では、サイン施設基材に用いた石材は後述のベンチと共に安山岩加工品の使用が決定していたが、総合解説板（柱石部）、誘導板、及びベンチの石材にクラックが発生し、補修が困難な状況であった。このため、前記3施設については、製作日程が確実に予測できる石材として色合いが似通ったグレー系花崗岩を使用した。

2.1 インフォメーションパネル

総合解説板の機能を補完し、武蔵国分寺跡の全体像やその背景としての国分寺崖線を体験・学習するとともに、今後の僧寺地区の整備事業に対する理解と関心を深めてもらうための施設として、インフォメーションパネルを設置した。

表示内容は、①僧寺地区の区画溝、伽藍配置、②尼寺、東山道等周辺歴史資源との位置関係、③国分寺崖線、お鷹の道、湧水群などの自然環境資源との位置関係とした。

パネル枠組みを石材（安山岩（グレー））で構成し、角石に瓦のレリーフを設けた。サイン表示面は、屋外での耐久性とグレードの高い素材感から陶板を使用した。また、陶板の表面は滑り止め加工を施した。



(角石の瓦のレリーフ)

図 5-3 インフォメーションパネル整備状況

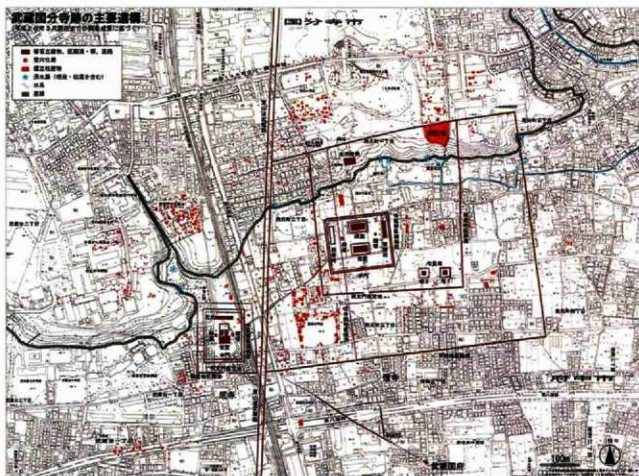


図 5-4 インフォメーションパネル表示内容

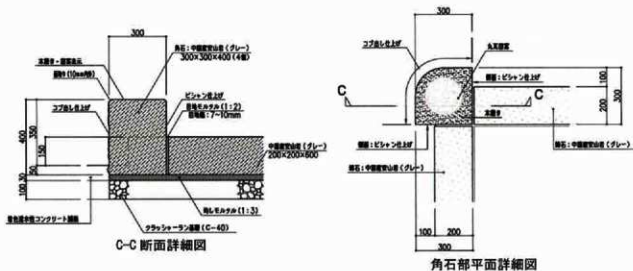
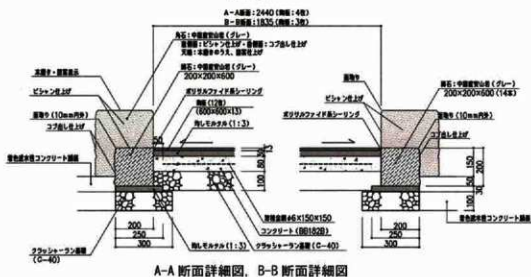
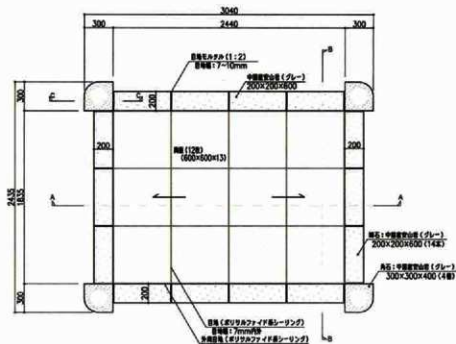


図 5-5 インフォメーションパネル詳細図

2.2 総合解説板

総合解説板は、史跡武蔵国分寺跡（僧寺北東地域）、周辺関連遺跡及び周辺自然環境についての解説を記したもので、散策の途中で、立った状態でも利用しやすい形状を工夫した。

支柱に花崗岩（グレー）を用い、支柱頭部に瓦のレリーフを施したデザインとし、他の施設とのデザインの統一性を図った。

サイン表示面は耐久性の高いステンレス板を用い、ハイグレード印刷で対応した。



図 5-6 総合解説板整備状況

国分寺市立歴史公園

し せき むさし こく ぶん じ あと そう じ ぼく とう かい せき 史跡武蔵国分寺跡（僧寺北東地域）

奈良時代中期、聖武天皇は仏の力で国を安定させるために、諸國に国分寺の建立を命じた。武蔵では、郡と郡府（郡府中が中）を結ぶ古代官道「東山道武蔵道」沿いの東に前寺、西に后寺が計画的に配置された。この地域は、僧寺御前地区画内の北東部にあたる。金堂や七重塔など往時の空塔は、国府に向かって南向き。その背後には、保あられる国分寺座敷（ハウ）が横たわり、本もとからは、陸所に清らかな湧水が流れ出て、今も絶えることがない。近年、当地において大型開発が計画された折に、市民による水と緑と文化財の保全を求める運動がおり、関係者の努力が実って、この区域が保全された。

◆指定管理者の名称 国分寺市立 武蔵歴史公園
 ◆指定年月日 大正11年10月12日
 ◆指定区域 国分寺市立歴史公園 敷地4号 3月14日、国分寺市7月22日
 〒410年12月22日、〒410年12月22日、〒417年3月22日
 〒417年7月14日、〒418年7月22日

僧寺北東地域周辺の関連遺構

この地域から東進したと見られる官道の敷設において、6世紀後半～7世紀初頭の遺跡が確認され、僧寺の建設に際する準備がなされていたと考えられている。またよく見られるのは10世紀後半～11世紀初頭の土器が多数発見されている。この時期は奈良朝が没落の途上であり、また大きく崩壊して、民間に没落している。民間の没落も元々の、僧寺の建設が敷設に際して行ったことによる。

国分寺座敷と湧水群

国分寺座敷は、今から700年～500年前に造られた多摩川が武蔵野台地を貫通することにより湧出した湧水の湧き出しの遺構である。その武蔵野台地には、3000年から4000年前に造られている。座敷には湧水などの湧水が湧き出し、湧水として利用されてきたと考えられている。座敷の湧水群ともいうべき湧水群が形成している。このうち、地下の「泉の湧き出し」は、泉の湧き出しに由来し、湧水群の湧水と見られる。

平成20年4月 国分寺市教育委員会

図 5-7 総合解説板表示内容

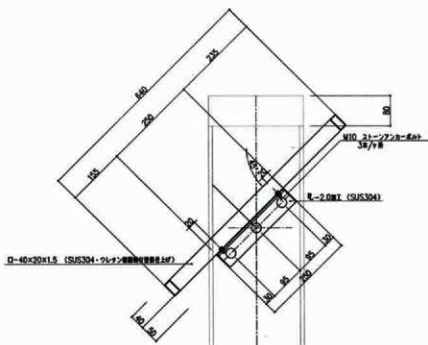
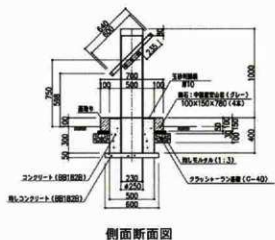
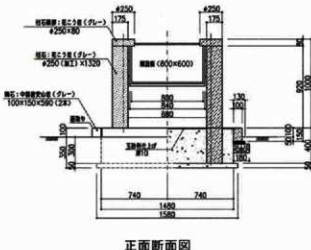
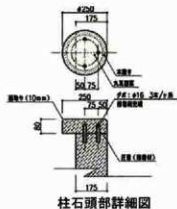
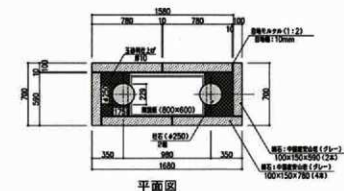


図 5-8 総合解説板詳細図

2.3 遺構解説板

区画溝断面観察施設設置場所に、展示内容の理解を深めることを目的に区画溝遺構の解説を表示した遺構解説板を設置した。設置場所は、観察者からの見やすさを考慮し、観察位置正面にあたる観察施設北側とした。

施設は、転落防止柵と併設されることから、転落防止柵と類似したデザインとし、煩雑な印象となるのを防いだ。

サイン表示面は、観察施設をはさんでサインを見ることになるため、2000×800の大型のパネルを使用し、ハイグレート印刷とした。



図 5-9 遺構解説板整備状況



図 5-10 解説板表示内容

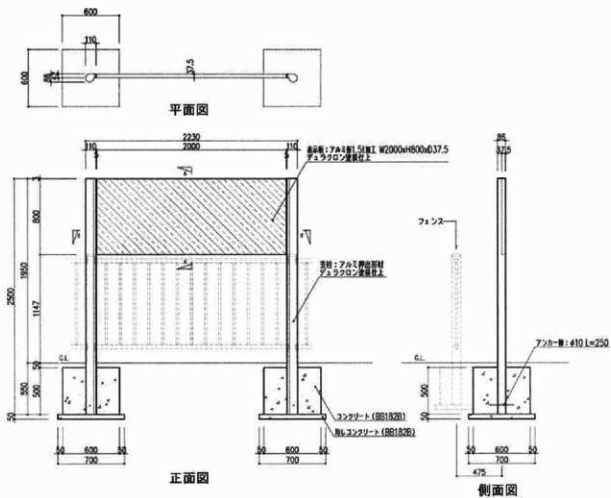


図 5-11 遺構解説板詳細図

2.4 区画溝名称板

区画溝両端部に遺構表示を明示する「区画溝名称板」を設置した。

施設は花崗岩文字掘り込み（鑄系）とした。

西側は道路に直接、遺構が接しているため、区画溝内への立入り抑止機能を兼ねて本体幅を広く(W=2000)したものを設置した。東側は、断面観察施設があり必然的に立入りは抑止できるため、小型(W=500)とした。

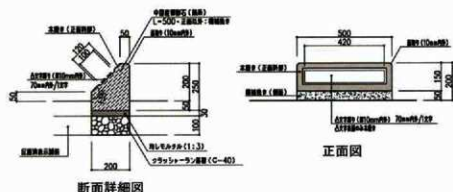


(東側)



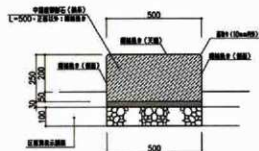
(西側)

図 5-12 区画溝名称板整備状況



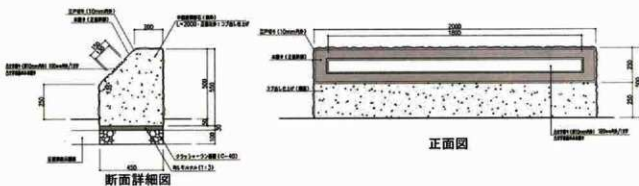
断面詳細図

正面図



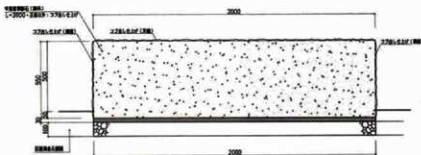
断面詳細図

(東側)



断面詳細図

正面図



断面詳細図

(西側)

図 5-13 区画溝名称板詳細図

2.5 誘導板

周辺主要施設へのアクセスの方向を示した誘導板を、東側、西側の道路沿いにそれぞれ1箇所ずつ設置した。

施設は、総合解説板デザインとの統一を図るため花崗岩（グレー）の円柱とし、頭部に瓦のレリーフを施したデザインとした。

サイン表示面は耐候性に優れたステンレス板とし、ハイグレード印刷で対応した。



(東側)



(西側)

図 5-15 誘導板整備状況



図 5-14 誘導板表示内容

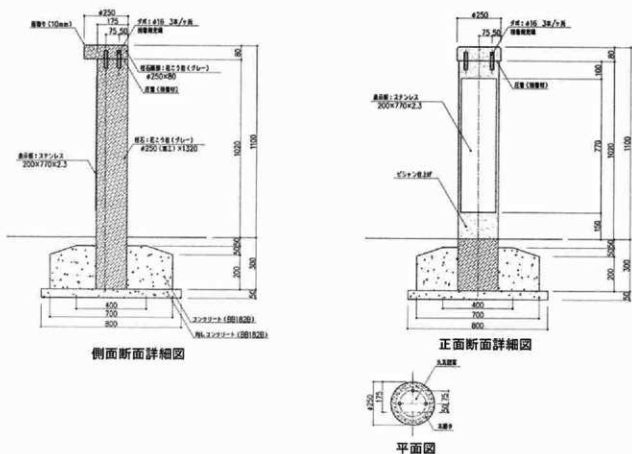


図 5-16 誘導板詳細図

2.6 総合注意板

主な入口となる東側入口広場近くに、公園利用のマナーに関する注意看板を設置した。

本施設は遺構に関わるサインとの差別化を図るため、尼寺地区整備で使用している注意看板と同一のデザインを使用した。また、印刷方法は普通グレード印刷とした。



図 5-17 総合注意板整備状況

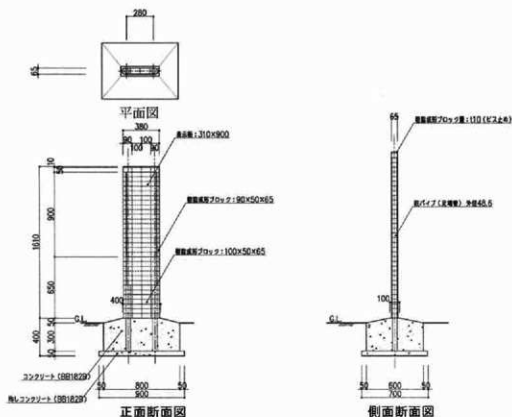


図 5-18 総合注意板詳細図

2.7 注意板

近年、公園での犬の放し飼いが増えているため、草地広場の整備に当たり、同行為を抑止するための注意看板を設置した。

設置場所は利用者の目に留まりやすい広場中央とし、どこからでも内容が把握できるように両面表示とした。

また、施設はシンプルなデザインとし、支柱の色彩は総合注意板と同じ目立ちにくいダークブラウンとした。印刷方法は普通グレード印刷とした。



図 5-19 注意板整備状況

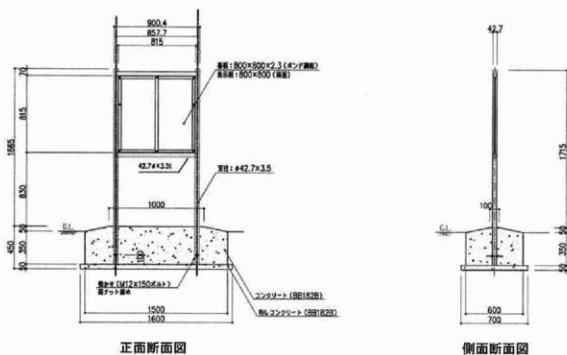


図 5-20 注意板詳細図

2.8 利用注意看板

区画溝断面観察施設の周囲に設置した転落防止柵は、小さな子供が乗り越えにくい縦格子としたが、更に安全管理を徹底させるため、侵入防止の注意を促す利用注意看板を設置した。

施設は、20×30cm のアルミ板をフェンスバラストに取り付ける簡易なタイプとした。板は安全上丸面取りとし、印刷は普通グレード印刷とした。



図 5-21 利用注意看板整備状況

3 ベンチ

3.1 ベンチ

ベンチは、万葉植物の観察や休憩に利用できるように、園路に沿って6基を配置した。

ベンチデザインは、遺構サイジングインとの統一を図り、花崗岩（グレー）の円柱形スツールタイプとし、座面に瓦模様の掘り込みを行った。

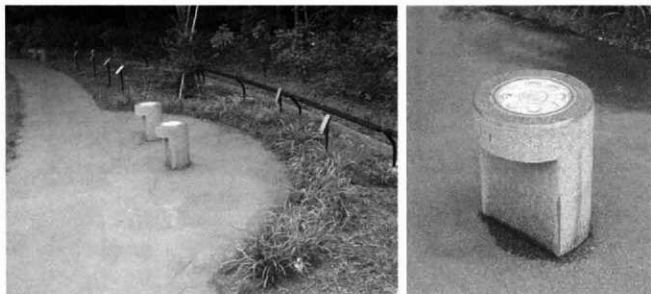


図 5-22 ベンチ整備状況

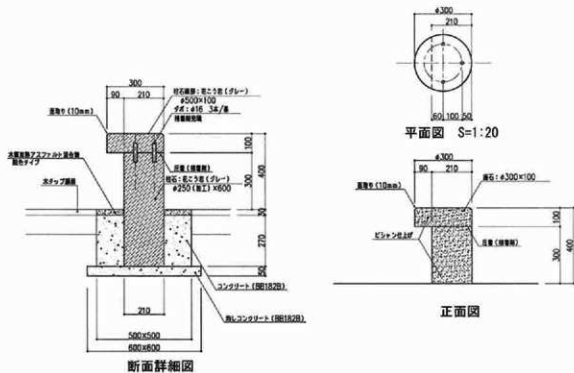


図 5-23 ベンチ詳細図

4 植栽工

4.1 崖線最上部植栽

崖線最上部の高中木には補植を、林縁には低木混合植栽を3列に行い、崖線の樹木の保全を図った。

樹種は、国分寺崖線樹林の本来の構成種に基づき、高木はシラカシ、イヌシデ、クヌギ、コナラとした。また、低木は、アオキ、イヌツグ、ウツギ、ガクアジサイ、ガマズミ、マユミとし、植栽比率は順番に3:3:1:1:1として、自然的な雰囲気となるようランダムな配植とした。

道路に面する部分には、樹木保護のための樹林内への侵入防止と景観の向上を考慮して、ヤマツツジの植込みを行った。

なお、植栽した樹木を浸食や乾燥から保護するとともに、防草効果により競争種を排除して生育を促進するため、マルチングを行った。マルチング材は、伐木した西側道路沿いのサワラをチップ化したものを使用した。



図 5-24 崖線最上部植栽整備状況

4.2 広場内植栽

整備対象地にはサトザクラが2本生育しており、その位置と生育状況から親しみのある広場の景観木となると考えられたため、本整備において保存を図ることとした。

また、隣接するマンションに対し園路からの視線を緩やかに遮り、住環境の保全を図ると共に、草地広場における緑陰の提供を図る目的から、園路沿いに高木植栽を行った。

植栽樹種は、崖線樹林の構成種の中から、花や樹姿が比較的整っているエゴノキ、コナラを用いた。

植栽にあたっては、根鉢底から遺構面までの遺構保護層を確保する必要があり、1:2の勾配で50cmの盛土を行い、高植えを実施した。



图 5-25 広場内植栽整備状況

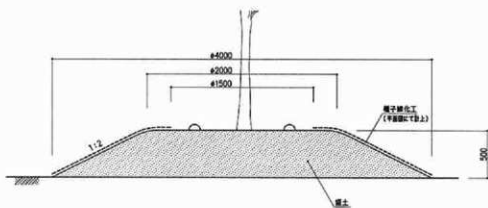


图 5-26 植栽盛土工断面図

4.3 万葉植物植栽

園路に沿って南側には、万葉集に因んだ植物と歌の展示を行った。

遺跡の時代背景と一致する万葉集の歌とそこに歌われている植物を導入することで、遺跡の時代背景をより理解しやすくするとともに、遺跡への親しみやすさの向上を図ることを目的とした。

また、歌の展示は樹木名札と組み合わせたタイプとし、歌で詠まれている植物名を当てるクイズ形式とした。

万葉植物植栽に使用した樹種は、以下のとおりである。

なお、植栽保護のため崖線最上部植栽と同様のチップマルチングを行った。

表 5-2 万葉植物植栽 使用樹種

種 類	樹 種 名
常緑小高木	ツゲ、ユズリハ
常緑低木	アセビ、ヤマツツジ
落葉低木	アジサイ、ウノハナ (ウツギ)、マユミ、ヤマハギ、ヤマブキ
草本類	シラン、ヒガンバナ、ヤブラン
つる性植物	サネカズラ、テイカカズラ



図 5-27 万葉植物植栽整備状況

4.4 広場表層処理

広場は、裸地化による土埃の発生を防ぐため、植生による表層処理により保護を行った。

表層処理の手法は、芝に比べ整備コストが安価で維持管理が容易であるとともに、自然性の高い柔らかな景観を創出することができる種子緑化工（西洋芝の3種混合）とし、低草草地の広場とすることとした。

5 給水設備工

給水設備工では、広場北側に散水栓を1基設置した。東側道路内本管より取水し、北側芝生広場にメーターを設置して上水道の引き込みを行った。

給水管の敷設に当たっては、区画溝遺構埋設場所を横断することとなり、遺構調査結果に基づき、遺構に影響を及ぼさないよう配管経路や埋設断面を決定した。

6 排水設備工

6.1 雨水浸透施設

(1) 浸透施設設置場所

雨水浸透施設については、東京都下水道局の「雨水浸透施設技術指針」に基づき、崖線上部の平地部20mの範囲を浸透施設設置禁止区域とした。このため、禁止区域を除いた北側約1/2の範囲を対象に、遺構に影響を与えない箇所を選定し設置した。浸透施設設置可能面積は下図の通りである。

また、浸透トレンチで集水された雨水は、遺構破壊箇所新たに雨水人孔を1基整備し、同人孔を通して既設人孔と接続した。

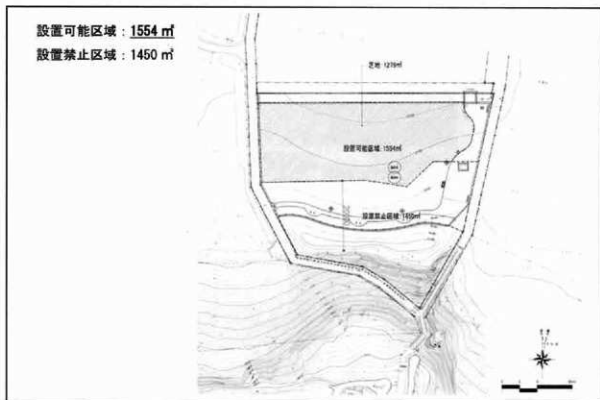
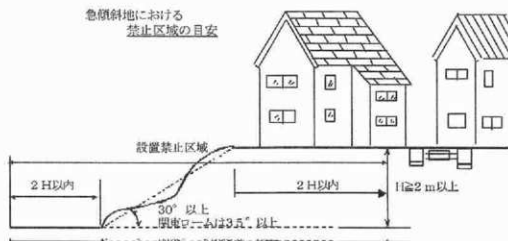


図 5-28 浸透施設設置対象範囲

技術指針においては、「貯留・浸透施設は、設置場所の地形、土地利用等の諸条件より判断して、適地に設置するものとする。」としているが設置場所についての具体的な指示についての記載は無い。しかし、東京都下水道局の「雨水浸透施設技術指針」によると、浸透施設を設置してはならない区域として以下のように記している。

- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 地すべりの危険区域
- ・ 擁壁上部の区域
- ・ 隣接地その他の建築物の基礎付近で住居及び自然環境を害するおそれのある区域

またこれらの危険区域の目安として下の図の様に設置禁止区域を記している。



対象地の傾斜は最もきつい勾配の箇所は約 1:1、高低差は上部平場から下部平場（勾配が大きく変化する場所とした）まで約 10m である。従って禁止区域は次のようになる。

設置禁止区域：10m × 2 = 20m

崖線上部平地部において、上記の距離を禁止区域とすると平場部の南側約 1/2 の範囲は浸透施設を設置することが出来ない。（断面図参照）

図 5-29 浸透施設設置禁止区域の考え方

(2) 流域対策量の把握

本整備において雨水浸透施設設置可能面積は0.1554haであり、次式より77.7㎡の流域対策量が必要となる。

$$500 \text{ m}^3 / \text{ha} \times 0.1554 \text{ ha} = \underline{77.7 \text{ m}^3}$$

※国分寺市：野川流域対策量=500 m³/ha

同対策量を技術指針に記載されている浸透施設で対応するためには、浸透トレンチ (W750×H750 土被り 150) を設置した場合、19.6mの浸透トレンチの整備が必要である。本整備では、同規格浸透トレンチを 50.3m整備しており、必要な対策量を十分に満足する内容となっている。

以下に、対策量の算定式を示した。

対象地面積のうち浸透域とみなす工種（土地利用）として以下のものが該当する。ただしグラウンドや歩道・駐車場に利用されている裸地、傾斜地は浸透能力が低く、浸透域とみなさない。

土地利用別の浸透能

土地利用	浸透能 (mm/hr)
芝地	50
草地	20

上記の土地利用別浸透能より対策量を求める。(設置可能区域平面図参照)

- ・芝地 1279㎡ 浸透能：50mm/hr
- ・その他（裸地）250㎡ 浸透能：0mm/hr

土地利用浸透能：

傾斜地		0 m ³
芝地	1279×0.05＝	64.0 m ³
裸地		0 m ³
計		64.0 m ³

$$\text{流域対策量 } 77.7 \text{ m}^3 - \text{土地利用別浸透能 } 64.0 \text{ m}^3 = \underline{13.7 \text{ m}^3}$$

上記の対策量を技術指針に記載されている浸透施設で対応するためには以下になる。

- ・浸透トレンチ (W300×H350 土被り 150) を設置した場合：設計浸透能=0.13 m³ / (m・h)
 $13.7 \text{ m}^3 / 0.13 \text{ m}^3 / (\text{m} \cdot \text{h}) = \underline{105.4 \text{ m}}$
- ・浸透トレンチ (W750×H750 土被り 150) を設置した場合：設計浸透能=0.7 m³ / (m・h)
 $13.7 \text{ m}^3 / 0.7 \text{ m}^3 / (\text{m} \cdot \text{h}) = \underline{19.6 \text{ m}}$

当整備において整備した浸透施設は以下のとおりである。

- ・浸透トレンチ (W750×H750)：50.3m
19.6m < 50.3m

したがって必要な浸透対策量を上まわる。

6.2 雨水排水施設

本整備対象地では、雨水排水は北側の既設人孔より道路内の下水管に排出する。

このため、広場外周に側溝を設置して広場の雨水を集水し、VU管（ $\phi 150$ ）で浸透樹に接続した。

側溝は、広場東西の道路に接する区間は景観を考慮し皿型側溝（ $W=400$ ）とし、広場南側の植栽地に接する区間はU型側溝（ $U-180$ ）を用いた。

また、流出先となる下水管は既設であるため、流下能力を算定し、対象地内の雨水排水流量の充足の可否を確認した。

なお、斜面への雨水流出抑制のため崖線上部に盛土（40cm程度）を行った。

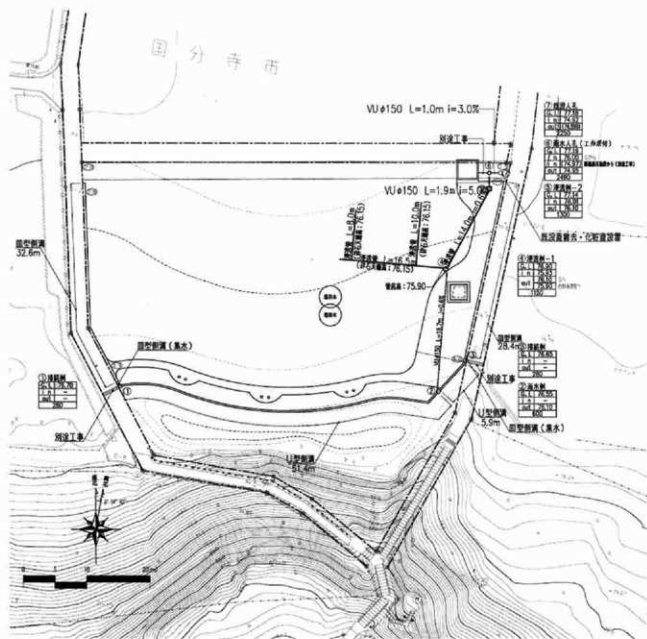


図 5-30 排水平面図

7 電気設備工

本整備における電気設備としては照明灯の整備を行った。

照明灯は、東側入口広場及び園路を対象に最低1ルクスの照度が確保できるように配置を検討した。照明灯の配置と照度分布を次頁に示した。

また、灯具は光が上方や側方に広がらないタイプとし、周辺の住宅地への影響を最小限に抑えるとともに、ソーラータイムスイッチを設置し、ソーラー機能や手動でのON、OFFに対応できるようにした。

電気は東側道路の既設電柱より引き込むものとし、北側芝生広場に引込柱を設置した。

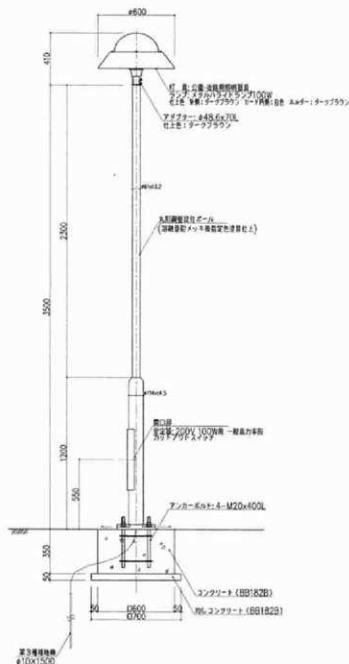


図 5-31 照明灯詳細図

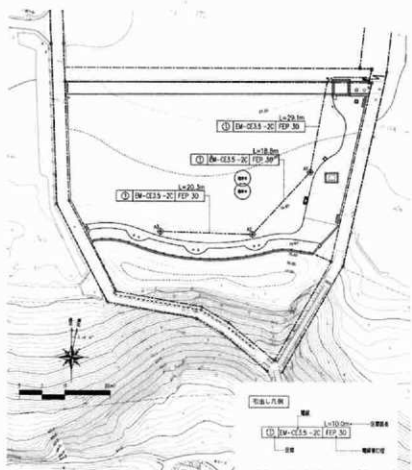


図 5-32 電気設備平面図



図 5-33 照度分布図

8 撤去工

旧建物の基礎が広場東側に残されているため、基礎ガラの撤去を行った。
撤去範囲は下図のとおりである。

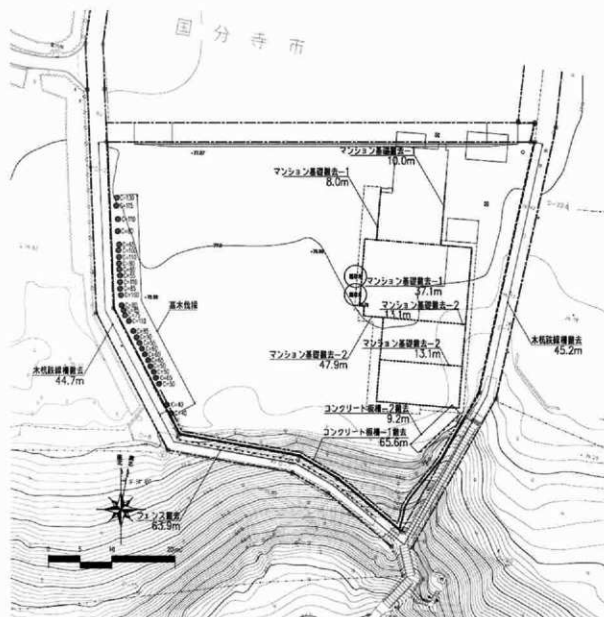


図 5-34 撤去平面図

第6章 今後の管理における留意点

1 区画溝断面観察施設

本整備では区画溝断面観察施設の製作にあたり、耐久性及び微細な質感の再現性を重視し、FRPを素材として採用した。

しかし、FRPは土面の質感を表現するために塗装が必要であり、水が溜まる部分や外力が加わる部分で塗装の垂離が生じやすいという課題がある。塗装状態の日常的な点検を行うとともに、定期的な再塗装を維持管理項目として見込む必要がある。再塗装は概ね10年単位を目安とすることが望ましい。

また、床面に敷設したセーフティマットの耐用年数は概ね10年を目安としているが、気象条件等により耐用年数が異なるため、定期的な保守点検を行い、そりや磨耗が発生した場合は交換が必要である。

2 インフォメーションパネル

本整備でインフォメーションパネルのサイン表示面に使用した陶板は、維持管理を最小限に抑えるため、陶磁器の中では硬く強い素材を採用し、汚れにくい表面処理を施したものを使用した。しかし、屋外での設置となるため、定期的に埃や汚れの洗浄を行うことが望ましい。

なお、洗浄に当たっては、陶板盤面へのデッキブラシやタワシを使用した水洗いが可能であり、油系統の汚れに対しては中性洗剤やシンナーを使用することも差し障りない。ただし、シンナーを用いる場合には目地付近への使用を避け、シンナー使用後は中性洗剤洗浄により溶けた汚れの除去を行う必要がある。

3 広場内の草刈り

草地は芝生に比べ維持管理が容易であるが、低茎草地として広場を多目的に利用できる状態を維持していくためには、3～4回/年程度の草刈が必要である。

草本の成長が活発になる4月から10月頃にかけて、隔月に1回程度の草刈を実施することが望ましい。

史跡 武蔵国分寺跡（僧寺北東地域）

保存整備事業報告書

平成 20 年 9 月

編集 国分寺市教育委員会教育部ふるさと文化財課

〒185-8501 東京都国分寺市戸倉 1-6-1

編集 株式会社 緑 景 東京事務所

〒110-0015 東京都台東区東上野 2-9-1

印刷 日本アスペクトコア株式会社

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町 3-24

令和 4 年(2022)9月8日 デジタル版作成